

揮発油価格の高騰時の軽油引取税の課税停止措置について

1. 軽油引取税についてもガソリン価格を指標として用いることとし、揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率を上回る部分の課税措置を停止する。
2. また、上記の場合において、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元する。
3. 発動・解除の場合の在庫軽油への対応については、平成20年4月における暫定税率の一時失効時と同様の取扱い（消費者に販売される時点の税率を適用する。還付等は不要。）とする。